

## 西予市地域密着型サービス事業者等指導監査要綱

令和5年2月13日

告示第20号

(目的)

第1条 この告示は、西予市が、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防地域密着型サービス事業者、介護予防支援事業者、基準該当サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者並びに第1号事業指定事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）又はこれらの者であった者に対して行う介護保険法（平成9年度法律第123号。以下「法」という。）第23条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29及び第115条の45の7の規定に基づく指導及び監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、地域密着型サービス事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、地域密着型サービス事業者等の支援を基本とし、指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態等)

第3条 指導形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、市長が主体となり、指定又は許可の権限を持つ地域密着型サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

## (2) 運営指導

### ア 運営指導の形態

運営指導は、原則実地に行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、市長及び愛媛県知事又は厚生労働大臣が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(ア)～(ウ)の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

#### (ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

#### (イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

#### (ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

### イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる地域密着型サービス事業所等について行う。なお、居住系サービス又は施設系サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

### ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、地域密着型サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、上記ア（ア）及び（イ）については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認文書については別に定める。

また、運営指導（上記ア（ア）及び（イ）に限る。）においては、特段の事情がない限り、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

#### (指導対象)

第4条 指導は全ての地域密着型サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

#### (1) 集団指導の対象

集団指導は、市内に所在地を有する全ての地域密着型サービス事業者等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった地域密着型サービス事業者等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

#### (2) 運営指導の対象

##### ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が、地域密着型サービス事業者等を選定する。

##### イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした地域密着型サービス事業者等の中から選定する。

#### (3) 愛媛県知事および市長の連携

愛媛県知事及び市長は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

## 第5条

### (1) 集団指導

#### ア 実施通知

市長は、集団指導の日時、場所、出席者指導内容等を文書により、当該地域密着型サービス事業者等に対して原則として2月前までに通知する。

#### イ 指導方法

実施に当たっては、地域密着型サービス事業所等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、愛媛県と合同で実施することを検討する。

また、集団指導を実施する場合、その内容について愛媛県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった地域密着型サービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

### (2) 運営指導

#### ア 実施通知

市長は、指導対象となる地域密着型サービス事業所等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該地域密着型サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる地域密着型サービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該地域密着型サービス事業者等の日常におけるサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

#### (ア) 運営指導の根拠規定及び目的

#### (イ) 運営指導の日時及び場所

#### (ウ) 指導担当者

#### (エ) 地域密着型サービス事業所等の出席者（役職名等で可）

#### (オ) 準備すべき書類等

#### (カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

#### イ 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、地域密着型サービス等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

#### ウ 運営指導の留意点

#### (ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の地域密着型サービス事業所等当たりの所要時間をできる限り短縮し、地域密着型サービス事業所等と市双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同一又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、地域密着型サービス事業所等の状況も踏まえた上で、市の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。

(エ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、地域密着型サービス事業者等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、市が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、地域密着型サービス事業者等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(オ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

オ 報告書の提出

当該地域密着型サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(指導にあたっての留意点)

第6条 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、地域密着型サービス事業者等との共有認識が得られるよう留意する。
- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている地域密着型サービス事業者等については、積極的に評価し、他の地域密着型サービス事業者等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該

地域密着型サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。

- (4) 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 運営指導の際、地域密着型サービス事業者等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や地域密着型サービス事業者等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

(監査への変更)

第7条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査方針)

第8条 監査は、地域密着型サービス事業者等について、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9の規定に基づく指定の取消し若しくは効力の停止、法第78条の9、第83条の2、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8の規定に基づく勧告・命令等（以下「行政処分等」という。）に該当すると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市が当該地域密着型サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提出を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを主眼とする。

(監査対象)

第9条 監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に立入検査等により行う。

- (1) 地域密着型サービス事業者等において、介護報酬の請求について不正若しくは著し

い不当が疑われる場合、指定基準違反等や人格尊重義務違反があると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合

(2) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

(3) 通報・苦情・相談等、必要があると認められる場合

(監査方法等)

## 第 10 条

### (1) 実施通知

市長は、監査の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第 23 条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 監査対象地域密着型サービス事業者等の出席者（役職名等で可）

オ 必要な書類等

カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

### (2) 情報提供等

ア 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が地域密着型サービス事業者等又は地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

イ 市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって愛媛県知事に通知する。なお、愛媛県と市が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(行政上の措置)

第 11 条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、次の各号に掲げる行政上の措置をとるものとする。

### (1) 勧告

地域密着型サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、命令した場合は当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書によりとった措置について報告を求める。

### (2) 命令

地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書によりとった措置について報告を求める。

### (3) 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 115 条の 19 各号及び第 115 条の 29 各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(聴聞等)

第 12 条 監査の結果、当該地域密着型サービス事業者等が、命令又は指定の取消の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第 13 条 市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該地域密着型サービス事業者等が法第 22 条第 3 項に規定する偽りその他の不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。不正利得については、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により当該返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(監査にあたっての留意事項)

## 第 14 条

### (1) 都道府県内の連携等

市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、第 11 条（行政上の措置）を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとする。

### (2) 厚生労働省への報告

市長は、法第 197 条第 2 項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。